

別紙1

計算書類に対する注記(法人全体)

1. 繼続事業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－法人負担の退職共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 - また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - 独立行政法人 福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
 - 広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
 - 当法人では、事業区分が社会福祉事業のみであり作成を省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
 - 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部
 - 「本部」(社会福祉事業)
 - イ 障害者支援施設 神辺ホーム
 - 「施設入所支援」(社会福祉事業)
 - 「生活介護(入所)支援」(社会福祉事業)
 - 「生活介護(通所)支援」(社会福祉事業)
 - 「短期入所支援」(社会福祉事業)
 - 「特定相談支援」(社会福祉事業)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	224,196,583			224,196,583
建物	158,726,277		12,885,617	145,840,660
建物付属設備	12			12
定期預金 広島銀行	1,000,000			1,000,000
合計	383,922,872		12,885,617	371,037,255

計算書類に対する注記(法人全体)

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項はありません。

8. 担保に供している資産

該当事項はありません。

9. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	224,196,583		224,196,583
建物(基本財産)	550,667,541	404,826,881	145,840,660
建物付属設備(基本財産)	144,218,584	144,218,572	12
土地	13,510,000		13,510,000
建物	171,850	171,848	2
建物付属設備	23,049,345	17,266,004	5,783,341
構築物	22,889,858	22,014,547	875,311
車輌運搬具	16,234,485	16,234,479	6
器具及び備品	103,550,564	88,149,946	15,400,618
合計	1,098,488,810	692,882,277	405,606,533

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当事項はありません。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
投資有価証券 野村 プルデンシャル	224,776,319		
投資有価証券 ノムラ 外貨MMF US	3,086,349		
投資有価証券 野村 三井住友	22,360,754		
投資有価証券 野村 SMA EW	150,000,000		
合計	400,223,422		

12. 関連当事者との取引の内容

該当事項はありません。

13. 重要な偶発債務

該当事項はありません。

14. 重要な後発事象

該当事項はありません。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当事項はありません。

計算書類に対する注記(法人全体)

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

拠点区分障害者支援施設神辺ホームの預金取引に関する事項において、
当法人経理規程第41条1項の理事長の承認の上、以下の金融機関との取引を解約した。
預金残金は、同拠点内施設入所サービスの他の金融機関預金口座へ振替済みである。

取引解約の金融機関名			
流動資産	預金	定期預金	しまなみ信用金庫 神辺支店口座
流動資産	預金	普通預金	みずほ銀行 福山支店口座